# 審查基準 · 標準処理期間整理票

処分の内容		障害児相談支援給	障害児相談支援給付費の支給決定		
根拠法令及び条項		頁 児童福祉法第24条	児童福祉法第24条の25		
審査基準	■有(第3条第1項に該当する場合を含む。)				
	□無(根拠:第3条第2項第 号に該当)				
	公表 ■する □しない(公表しない場合の根拠:第7条第2項第 号に該当)				
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)				
	「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について(事務処理要領)」				
	P28「第3 障害児相談支援給付費の事務」参照				
審査基準設定年月日		平成18年4月1日	審査基準	平成26年4月1日	
		/4/X10   1/11 H	最終変更年月日	/3X20	
標準処理期間		■有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。)			
		期間( 30日~60日 )			
		□無(根拠:第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)			
標準処理期間			標準処理期間		
設定年月日		年 月 日	最終変更年月日	年 月 日	
所管部署		福祉部 障がい福祉課			
(44) - 40					
備考					

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要が ない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

があったときは、通所受給者証を交付する(則第18条の6第7項)。

## (1) 再交付の申請

通所受給者証の再交付の申請をしようとする通所給付決定保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書(様式例第12号)を市町村に提出しなければならない。

なお、通所受給者証を破り、又は汚した場合の申請には、申請書にその通所受給者証を添えなければならない(則第18条の6第9項)

- ① 通所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- ② 障害児の氏名、生年月日及び通所給付決定保護者との続柄
- ③ 申請の理由(再交付を要する理由)

### (2) 留意事項

通所給付決定保護者は、通所受給者証の再交付を受けた後、失った通所受給者証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなければならない(則第18条の6第10項)。

### 8 通所受給者証の返還

Ⅲの「9 通所給付決定の取消し」を参照。

#### 第3 障害児相談支援給付費の支給事務

障害児相談支援給付費の支給事務に当たっては、自立支援法における計画相談支援給付費の支給事務と同様であるため、「介護給付費等に係る支給決定事務等について」の「第3計画相談支援給付費の支給事務」を参照されたい。

なお、障害児通所支援と自立支援法における障害福祉サービスの両方を利用する場合には、自立支援法の計画相談支援と児童福祉法の障害児相談支援の両方の対象となる。

この場合の報酬については、障害児相談支援給付費のみ支給することとなるので、留意すること。

障害児相談支援の内容等については、以下のとおりである。

## 1 障害児支援利用援助

(1)援助の内容(法第6条の2第7項)

障害児支援利用援助とは、以下の援助のいずれも行うものをいう。

ア 通所給付決定の申請若しくは変更の申請に係る障害児の心身の状況、 その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の 利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種 類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した障害児支援 利用計画案を作成する。

## 【障害児支援利用計画案の記載事項】

- ① 障害児及びその家族の生活に対する意向
- ② 総合的な援助の方針
- ③ 生活全般の解決すべき課題
- ④ 提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期
- ⑤ 障害児通所支援の種類、内容、量
- ⑥ 障害児通所支援を提供する上での留意事項
- ⑦ モニタリング期間
- ※ 指定障害児相談支援事業者以外の者が作成する場合の障害児支援利用計画案の記載事項についても、上記に準じることとする(⑦を除く)。
- イ 通所給付決定若しくは通所給付決定の変更の決定後に、指定障害児通 所支援事業者、指定障害児相談支援事業者等との連絡調整等の便宜を供 与するとともに、通所給付決定に係る障害児通所支援の種類及び内容、 担当者その他の他厚生労働省令で定める事項を記載した障害児支援利 用計画を作成する。

## 【障害児支援利用計画の記載事項】

障害児支援利用計画案の内容に加え、以下の事項を追加。

- ① 障害児通所支援の利用料
- ② 障害児通所支援の担当者

#### (2) 対象者

通所給付決定の申請若しくは変更の申請に係る障害児の保護者。

## 2 継続障害児支援利用援助

(1)援助の内容(法第6条の2第8項)

継続障害児支援利用支援とは、通所給付決定保護者が、通所給付決定の有効期間内において、当該者に係る障害児支援利用計画が適切であるかどうかにつき、厚生労働省令で定める期間(モニタリング期間)ごとに、障害児通所支援の利用状況を検証し、その結果及び当該通所給付決定に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、障害児支援利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。

- ア 障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整等 の便宜を供与。
- イ 新たな通所給付決定若しくは通所給付決定の変更の決定が必要 と認められる場合において、当該給付決定等に係る障害児の保護者 に対し、給付決定等に係る申請の勧奨を行う。

#### (2) 対象者

指定障害児相談支援事業者が提供した障害児支援利用援助により障

害児支援利用計画が作成された通所給付決定保護者。

(指定障害児相談支援事業者以外の者が障害児支援利用計画案を作成した場合については継続障害児支援利用援助の対象外となる。)

なお、障害児相談支援については、自立支援法の計画相談支援と同様に、相談支援の提供体制を考慮し、平成24年度から段階的に対象を拡大し、平成27年3月末までに原則としてすべての障害児通所支援利用者を対象とする取扱いであることに留意。

(3) 厚生労働省令で定める期間(モニタリング期間)(則第1条の2の5)の設定

厚生労働省令で定める期間(モニタリング期間)については、市町村が、指定障害児相談支援事業者の提案を踏まえて以下の勘案事項及び期間を勘案して、個別の対象者ごとに定める。

#### ア 勘案事項

- a 障害児の心身の状況
- b 障害児の置かれている環境
  - ・ 住環境や生活環境の変化、家族の入院、死亡又は出生等による家庭環境の変化、ライフステージ(乳幼児期から学齢期への 移行、学齢期から就労への移行等)の変化の有無 等
- c 総合的な援助の方針(援助の全体目標)
- d 生活全般の解決すべき課題
- e 提供される障害児通所支援の目標及び達成時期
- f 提供される障害児通所支援の種類、内容、量 等

## イ 期間

- ※ 当該期間は「標準」であるため、市町村が、当該標準を踏まえ つつ対象者の状況に応じて、「2,3月ごと」とする等柔軟に設 定することが可能であることに留意。
  - a b及びcに掲げるもの以外の者
    - → 6月ごと
  - b cに掲げるもの以外の者であって、次に掲げるもの
    - → 1月(毎月)ごと
    - (a) 障害児入所施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
    - (b) 同居している家族等の障害、疾病等のため、指定障害児通所 支援事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
  - c 通所給付決定又は通所給付決定の変更により障害児通所支援 の種類、内容又は量に著しく変動があった者
    - → 1月(毎月)ごと

(ただし、当該通所給付決定又は通所給付決定の変更に係る障害 児通所支援の利用開始日から3月間に限る。)